

## 「定款」の一部改正について

2024年6月24日  
一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

### 1. 趣旨

本協会の自主規制の対象となる正会員について、登録を受けた金融サービス仲介業者と明確化を図るとともに、その構成の見直し等を行うため、別紙のとおり、「定款」の一部改正を行う。

### 2. 骨子

#### (1) 「金融サービスの提供に関する法律」題名改正に伴う改正

「金融サービスの提供に関する法律」の題名が「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に改正されたことに伴い、引用個所につき改正を行う。

(第3条第1号)

#### (2) 本協会の自主規制の対象となる正会員の明確化等

本協会の自主規制の対象となる正会員は、金サ法第11条第6項に規定する金融サービス仲介業者と明確化を図り、「第一種正会員資格者」を「正会員」とし、「第二種正会員資格者」は廃止する。(第3条第3号、第7条第1項第1号)

#### (3) その他

その他所要の整備を図る。(第43条から第54条)

### 3. 施行の時期

この改正は、令和6年7月1日から施行する。

以 上